

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

知っておこう！ インターネットをめぐる消費者トラブル

- ① 音楽情報サイトを利用したときの心当たりのない利用代金の請求
- ② 「無料」を強調しながらも、一定期間後に自動的に有料へ移行するトラブル
- ③ 「無料」オンラインゲームのはずが、アイテム購入などで高額請求をされる
- ④ 占い、アニメ等のサイトから、いつの間にかアダルトサイトにつながり、高額請求画面が貼りついて消えない



☆利用していなければ支払わない

利用実績のない請求（架空請求）の場合、支払う必要はありません。「回収員が自宅に出向く」などの脅し文句に惑わされず、無視しましょう。

☆悪質な場合は警察に連絡を

請求内容が明らかに不当だったり、しつこい脅迫的な支払いを請求された場合は、すぐに消費者センターや警察に連絡しましょう。

☆自分からは連絡しない

覚えのない請求に対して、こちらから相手に連絡すると、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を知られてしまう恐れがあります。十分注意しましょう。

「決済代行業者登録制度」の運営が7月より始まりました。

最近、インターネットをめぐる消費者トラブルが数多く発生しています。特に出会い系サイト等では、ポイント購入などで利用代金が高額になり、多くの場合、クレジットカードで決済代行業者を通じた決済方法が使われています。しかし、消費者にはそのクレジットカードの取引がどのような契約関係で成立しているか、非常に分かりにくい仕組みとなっています。

消費者トラブルの未然防止と、トラブル発生時における消費者の交渉相手として決済代行業者の連絡先を確保するため、消費者庁では決済代行業者の任意の「登録制度」の運用について、実証調査を行うこととしました。

決済代行業者登録専用ウェブサイト <http://www.kessaidakou.jp>

「消費者トラブル解決」をうたう探偵業者にご用心!!

【相談事例】



4日前、突然、知らない探偵業者から電話があり「金融被害者リストにあなたの名前が載っている。当社に任せてもらえれば、被害金を取り戻す事が出来る。調査費用として25万円支払うように」と勧誘された。

以前に未公開株を購入して被害に遭ったので、少しでも取り戻せるならと思い、料金を支払った。友人に話したら、また騙されているのではないかとされた。返金して欲しい。

【アドバイス】

過去に消費者詐欺などに遭った人を狙って、探偵業者や調査会社を名乗り、「トラブルを解決する」「被害金を取り戻す」と言って電話や訪問により勧誘をしてくるケースが増えています。

正規の探偵業者であっても、「返金・解約交渉」などの行為は弁護士法に違反している可能性が高く、探偵業の範囲を逸脱した違法行為である可能性があります。

相談事例の場合は、特定商取引法上の電話勧誘販売に当たるので、クーリング・オフが可能です。しかし、探偵業者から「すでに調査を開始している」などと主張され、返金に応じてもらえない場合もあります。契約するときは、次の点に注意しましょう。

- ① 知らない業者からの電話や、訪問した業者から「消費者契約のトラブルを解決する」と勧誘されても、すぐに依頼をしないでよく調べる。
- ② 「被害金を簡単に取り戻す」「トラブル解決のプロ」など、簡単に処理できると思わせる広告や説明を鵜呑みにしない。
- ③ 探偵業者が法定書面を交付しない場合や書面に虚偽の記載をする事は、探偵業法違反となるので、契約前に書面による契約内容をきちんと確認する。



困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前

